

令和 2 年 度

行政 監 査 結 果 報 告 書

関 市 監 査 委 員

監第55号
令和3年2月12日

関市長 尾関 健治 様

関市監査委員 林 隆 一

関市監査委員 鷺 見 勇

令和2年度行政監査の結果について

地方自治法第199条第2項の規定により、令和2年度行政監査を実施した

ので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

目 次

第 1	監査の概要.....	1
1	監査のテーマ.....	1
2	監査の目的.....	1
3	監査の対象.....	1
4	監査の対象期間.....	1
5	監査の実施期間.....	1
6	監査の着眼点.....	1
7	監査の方法.....	2
第 2	監査の結果.....	2
1	予備調査について.....	2
2	実査を行う団体の選定.....	2
3	調査票の結果.....	3
4	現地調査.....	9
第 3	監査委員の意見.....	9

(注) 比率 (%) は、原則として小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで表示する。

令和2年度 行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

公金以外の現金等の管理及び取扱いについて

2 監査の目的

本市においては、職務上、公金以外の現金等を保管、取扱いを行っている場合がある。こうした現金等は、地方自治法及び関市会計規則の適用を受けないため、監査委員の監査からは対象外となっている。

しかしながら、本市職員による当該現金等の取扱いは、公金の取扱いに準じた適正な事務処理に努める必要性があり、もし間違いがあれば、当然、市の管理責任が問われることになる。

また、最近では県内にて公金の使途不明金事件が発生し、公金の取扱いについて、適正な管理が求められているところであり、公金以外の現金等の取扱いについても同様である。

そこで、公金以外の現金等の管理体制を把握し、実態を確認するとともに、今後の適正な事務の執行及び事故等の未然防止に資することを目的とする。

3 監査の対象

公金以外の現金等の管理及び取扱いに関する事務を対象とした。ただし、職務とは関係のない職員間での親睦会など任意で会計を担当しているもの、他市と持ち回りで管理しているものなどは対象外とした。

4 監査の対象期間

令和元年度分（令和元年4月1日から令和2年5月31日までの期間に行われたもの。）

5 監査の実施期間 定期監査と併せて実施

（1）期 日 等 令和2年11月27日（水）～令和3年1月8日（金）

（2）場 所 本庁舎6階監査室及び対象現地

6 監査の着眼点

（1）団体等の事務を取扱う根拠は明確にされているか。

- (2) 諸規程（設置規程、会計規程等）は整備されているか。
- (3) 入出金における事務処理は適切に行われているか。
- (4) 現金等の管理は適切に行われているか。
- (5) 事務処理に係るチェック体制は構築されているか。

7 監査の方法

- (1) 本監査の実施に先立ち、全課等に対して、職員が通帳の管理等行っている施設、団体等についての予備調査を行い、監査対象の選定を行った。
- (2) 監査対象とする団体等の管理をしている課等に対して「令和2年度行政監査調査票」（以下「調査票」という。）及び設置規程（規約・会則等）の提出を依頼した。
- (3) (2)により回答された調査票等により管理体制の実態確認を行うとともに、全体的傾向及び分析を行った。
- (4) 定期監査に併せ、通帳及び関係書類の提示を求めるとともに関係課等に聴き取り調査を行った。さらに確認が必要となる場合には、通帳等の管理状況確認などの実査を行った。

第2 監査の結果

1 予備調査について

全庁的な実態を把握するため、すべての課等に対し令和2年9月10日付けで「職員が通帳の管理等行っている施設、団体等について」、令和2年9月18日までに回答するよう依頼した。

この予備調査において、令和2年9月現在の状況を把握した82件（その後の調査で3件追加）から、構成自治体による持ち回りのもの、令和元年度の決算額が0円のもの等を除き、監査の対象とする73件を選定した。

2 実査を行う団体の選定

予備調査で選定した73件を管理している課等に対し令和2年10月13日付けで行政監査資料として、調査票及び設置規程（規約・会則等）を令和2年11月5日までに提出するよう依頼した。このうち、これを契機に規約を改正し、通帳を団体へ返した2件については対象外とした。そのため、監査の対象は71件となった。

所管部局	回答数	監査対象数
市長公室	6	6
財務部	1	1
協働推進部	35	34
健康福祉部	4	2
市民環境部	4	2(1)
産業経済部	19	16(1)
基盤整備部	10	8
教育委員会	4	2
他行政委員会	2	0
合計	85	71(2)

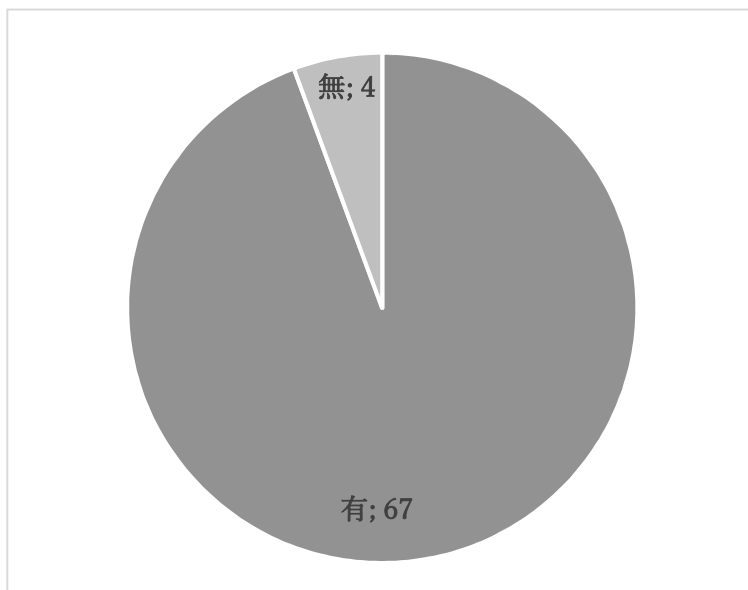
() 内は団体へ返した件数

3 調査票の結果

(1) 団体等について

ア 団体等の設置規程（規約・会則等）の有無について

有が67件（94.4%）で、ほとんどの団体等が設置規程（規約・会則等）を定めている。



イ 団体等設立後の経過年数について

不明を除き、25年以上が41件（57.8%）と最も多く、長年にわたり担当課等で通帳を管理している団体等が多いといえる。

経過年数	1年未満	1年～5年未満	5年～15年未満	15年～25年未満	25年以上	不明	合計
団体数	2	4	11	11	41	2	71
構成比(%)	2.8	5.6	15.5	15.5	57.8	2.8	100.0

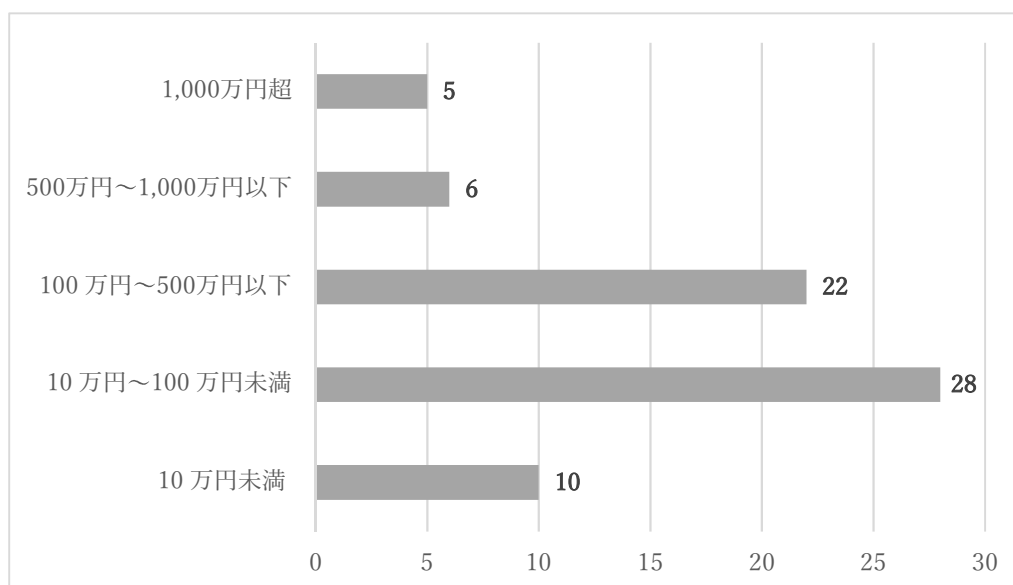
ウ 団体等の構成について

市職員・市職員以外の両方が35件（49.3%）と市職員以外のみが30件（42.3%）で多数を占めている。その他は、関係市町村による構成となっていた。

団体等の構成員	市職員・市職員以外の両方	市職員以外のみ	市職員のみ	その他	合計
団体数	35	30	0	6	71
構成比(%)	49.3	42.3	0.0	8.4	100.0

エ 令和元年度の決算額

10万円～100万円未満28件（39.4%）、100万円～500万円以下22件（31.0%）が多く、中には1,000万円を超える金額を取り扱っている団体等も5件（7.0%）あった。



オ 市からの補助金等の交付状況について

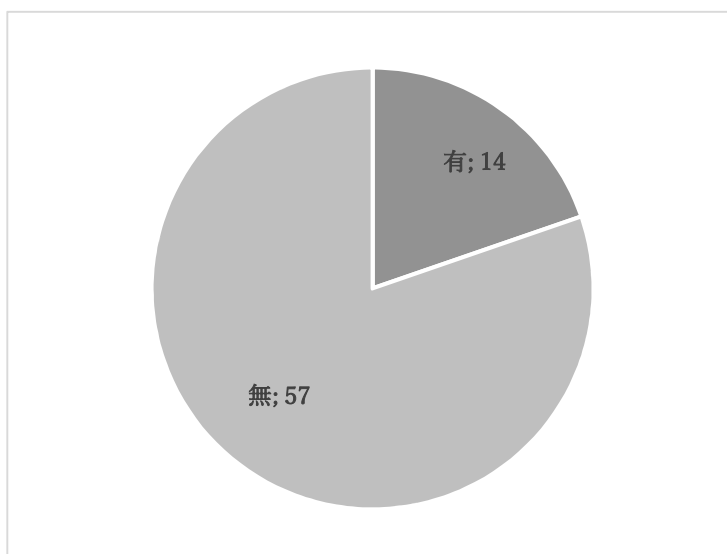
補助金等を交付されている件数は 55 件（77.5%）で、その内容としては補助金が多く 46 件（83.6%）で、金額としては 100 万円～500 万円以下が 19 件（34.5%）で一番多い。また、交付された補助金等は翌年度へ繰越されていることが多い。その他の内容としては、県からの補助金や報奨金等であり、いわゆる公費であった。

補助金等の有無		交付金の区分		交付された金額		補助金等の繰越状況	
有	55	補助金	46	10 万円未満	16	翌年度へ繰越	28
				10 万円～100 万円未満	16		
		負担金	3	100 万円～500 万円以下	19	精算し返金	16
		委託金	0	500 万円～1,000 万円以下	3		
		その他	6	1,000 万円超	1	使い切る	11
無	16						
合計	71						

(2) 団体等の経理事務について

ア 団体等が独自に定めた会計事務規程等の作成状況について

無が 57 件（80.3%）で、ほとんどの団体等で会計事務規程等を独自で定めていない。

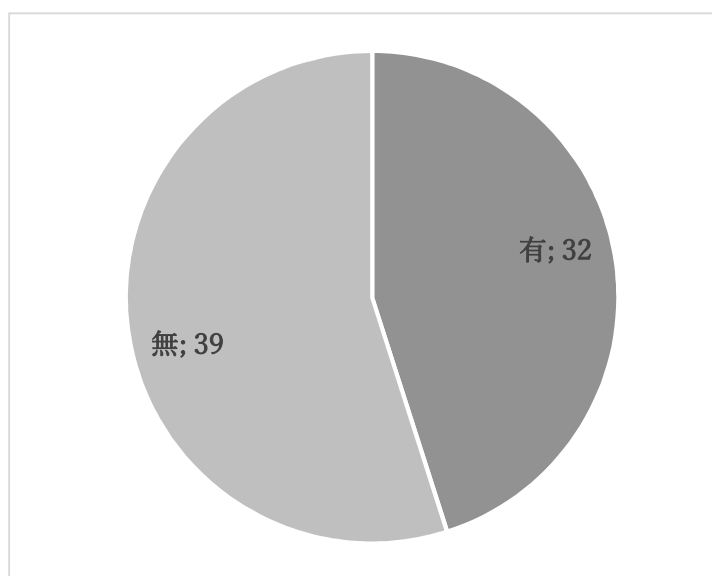


イ 通帳、届出印の保管状況について

通帳については、ほとんどが金庫 32 件 (45.1%) や鍵のかかるキャビネット 26 件 (36.6%) で保管されているが、中には担当の事務機に保管しているものもあった。届出印については、通帳と同じ場所に保管しているものが 25 件 (35.2%) あるが、通帳と違うところで保管しているものの方が 46 件 (64.8%) で多い。また、通帳、届出印の取扱いについては、複数の職員で取扱いしていることが多いが、同一の職員としているものが 25 件 (35.2%) あった。

通帳の保管場所		届出印の保管場所		通帳・届出印の取扱い	
金庫	32	通帳と同じ場所	25	同一の職員	25
鍵のかかるキャビネット	26	通帳と違う金庫	2		
		通帳と違う鍵のかかるキャビネット	29		
事務機	6	通帳と違う事務機	14	複数の職員	46
その他	7	通帳と違うその他	1		
合計	71	合計	71	合計	71

ウ キャッシュカードの作成状況について
作成しているが 32 件 (45.1%) あった。



エ 現金以外の金券類の管理状況について

全部で4件の取扱いがあり、その内容は、定期預金証書1件、郵便切手2件、収入印紙1件で、通帳と同じ場所で保管されている。また、その取扱いとしては、どの団体等についても受払簿等を作成していない状況である。

現金以外の金券類		金券類の保管場所	
取扱いなし	67	通帳と同じ場所	4
		印鑑と同じ場所	0
受払簿等を作成している	0	通帳・印鑑と違う金庫	0
		通帳・印鑑と違う鍵のかかる	0
受払簿等を作成していない	4	通帳・印鑑と違う事務机	0
		通帳・印鑑と違うその他の場所	0
合計	71		4

オ 現金出納簿、支出伝票及び収支決算書の作成について

何も作成していないが1件(1.4%)あったが、組織として機能していない団体等であった。それ以外の団体等はいずれかの書類を作成している。

	すべて作成している	どれかは作成している	何も作成していない	合計
団体数	57	13	1	71
構成比(%)	80.3	18.3	1.4	100.0

カ 入出金における証拠書類の保管状況について

すべての団体等で保管しており、保管年数としては、5年が一番多く50件(70.4%)で、未定としているところもあり、7件(9.9%)あった。

	1年	3年	5年	10年	永年	未定	合計
団体数	0	5	50	7	2	7	71
構成比(%)	0	7	70.4	9.9	2.8	9.9	100.0

キ 担当者以外の定期的な現金出納・証拠書類・受払簿等の確認を行っているかについて

ほとんどの団体等で担当以外でも確認を行っており、決算時が36件（50.7%）で一番多かった。組織として機能していない団体等が1件あり、決算等の処理も行われていなかった。

	年度末 に1回	半年 に1回	四半期 に1回	毎月	決算時	確認して いない	合計
団体数	18	4	3	9	36	1	71
構成比(%)	25.4	5.6	4.2	12.7	50.7	1.4	100.0

ク 監事（監査）等の設置状況について

ほとんどが設置しているが、設置していない団体等が10件（13.9%）あった。

	有	無	合計
団体数	61	10	71
構成比(%)	86.1	13.9	100.0

(3) 団体等の運営について

ア 団体等の会計事務を市職員が行う理由について

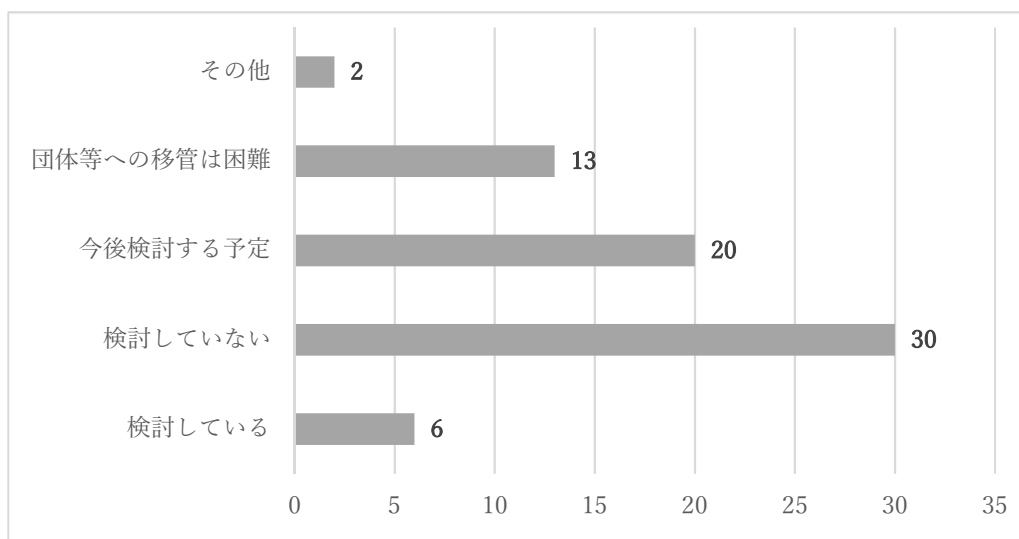
会則等で規定されているが62件（87.4%）、公益性が認められるが2件（2.2%）で大半を占めている。また、その他の回答内容についても、公益性が認められる内容がほとんどであった。

事務分担表への記載状況については、無が14件（19.7%）あり、業務として行われているが、記載されていない状況である。

	会則等 で規定	公益性が 認められる	その他	団体等の事 務処理体制 が不十分	合計
団体数	62	2	4	3	71
構成比(%)	87.4	2.8	5.6	4.2	100.0

イ 団体等へ会計事務等の移管について

検討していないが30件（47.3%）で最も多く、今後検討する予定が20件（28.2%）、検討しているが6件（8.5%）となっている。団体等への移管は困難としているのが13件（18.3%）あるが、中には公益性が高い団体等も含まれていた。また、理由としては、外部委員には負担が大きいことや事務効率が悪いためと考えているようである。中には、役員に断られた団体等もあった。



4 現地調査

任意抽出した6課29団体等について、各課を訪問し、通帳・届出印の管理状況の確認を行った。

ほとんどの課で、鍵のかかるところに保管しており、鍵の管理については、所属長が行っていた。

中には、通帳と届出印を同じところに保管していたり、同じ課内でも、担当職員により保管場所が違うなど、各課それぞれの管理体制であった。

第3 監査委員の意見

今回の監査は、本市として初めての「公金以外の現金等の管理及び取扱い」に関する行政監査であり、補助金及び負担金の事務処理に関する定期監査と同時に行ったことで、交付からその後の団体等の会計処理まで一連で確認を行うことができた。

今回、監査対象とした71団体等の令和元年度の決算額総計は193,145,022円、このうち、補助金や負担金等の公費総計は100,752,331円（52.2%）となっていた。中には全額公費（繰越含む）となっている団

体等もあった。

今回の監査において、調査対象とした 71 団体等については、概ね適正に管理されていることを確認したところであり、改善を要すると思われる事項については、監査時において個別に要請したところであるが、次の諸点については今後特に留意されたい。

通帳と届出印の管理については、できる限り保管場所をそれぞれ別の場所とし、使用時以外は施錠可能な場所に保管しておく、鍵の管理は所属長が行うなど、所属内で共通ルールを作り、紛失や盗難などの事故防止のための環境整備を実施するとともに、安全性の確保に十分留意されたい。

会計事務に対する一定の適正性と透明性が確保されることから、会計監査を実施していない団体等においては、定期的に会計監査を実施されたい。監事の設置がない団体等も見受けられたので、監事の設置について団体等と協議されたい。中には、監事が 1 名の団体等も複数あったので、不測の事態を想定し 2 名体制となるよう変更されたい。

収支決算書はほとんどの団体等で作成されていたが、規約等で規定した会計年度と一致していない団体等や年度末監査の実施日を会計年度内の期日としている団体等も見受けられた。本来、会計年度が終了していない場合、年度末監査はできないので、期間満了日以後の期日において監査を実施することや収支決算書には会計期間を記載するよう事務の見直しをされたい。

団体設立後、相当の期間が経過している団体等が多いこと、構成員が市職員以外のみの団体等が多いことが判明した。社会状況や行政需要が大きく変化してきていることや公平、公正の視点から団体等の会計事務への関わり方や団体等の自立にむけた取り組み等を検討されたい。特に、地域事務所においては、配置職員数も減少してきていることから、同様の関係団体等があるにも関わらず、全く通帳の管理を行っていない事務所があることも踏まえ、地域特性を考慮する必要があるかもしれないが、団体等の会計事務への関わり方について今一度検討をされたい。

また、組織として機能していない団体等が 1 件あったので、今後も活動が見込まれないようなら早急にその処分方法について関係者と協議されたい。

幸いにも本市ではここ数年、公金等の不正事件は起きていないが、今一度、公金以外についても公金同様、貴重な税金等であることを再認識し、金額の多寡に関わらず適正な取扱いに努めることはもちろん、不正が起らないような体制づくりに一層取組まれることを望むものである。